令和 6 年度 就学援助費・特別支援教育就学奨励費のお知らせ

(申請は毎年必要となります。昨年度に認定を受けた方も改めて申請をお願いします。)

青梅市教育委員会

青梅市では、市内に居住し、小・中学校に通学するお子様がいる御家庭で、経済的な理由で教育費の 支出が困難な場合、教育費の一部援助を行っています。

また、特別支援学級(固定)に通学しているお子様がいる御家庭に対しても、国の特別支援教育就学奨励費補助金にもとづき教育費の一部を援助しています。

※特別支援学校に在籍する方については、在籍校へお問い合わせください。

1 援助を受けられる方

同居する家族全員の前年中(令和5年1月1日から同年12月31日まで)の総所得(所得控除後の金額)の合計額が基準額を下回る方。(基準額は下記参照)

※災害その他特別な事情により、前年に比べ直近の所得が大きく減少した場合は、減少後の直近の所得で審査を行う申立てができます。詳しくは教育委員会へ御相談ください。

<令和6年度認定基準>※給与所得の場合

世帯人数	家 族 構 成 (令和5年12月31日時点の御年齢)	就学援助		特別支援奨励費(特別支援固定学 級に在籍しているお子様がいる御家庭)	
		持ち家	家賃5万円 の場合	持ち家	家賃5万円 の場合
2人	親1人 (40歳) 子1人 (9歳)	約 165 万円	約 225 万円	約 399 万円	約 549 万円
3人	親1人(40歳) 子2人(4歳、9歳)	約 203 万円	約 263 万円	約 493 万円	約 643 万円
3人	親2人(35際、40歳) 子1人(9歳)	約 219 万円	約 279 万円	約 533 万円	約 683 万円
4人	親2人(35歳、40歳) 子2人(4歳、9歳、)	約 245 万円	約 305 万円	約 618 万円	約 768 万円
5人	親 2 人(35 歳、40 歳) 子 3 人(9 歳、11歳、14歳)	約 317 万円	約 377 万円	約 833 万円	約 983 万円

- ※ 所得とは、給与所得の方は源泉徴収票の給与所得控除後の金額を、確定申告をされた方は総収入額から必要経費を引いた金額です。
- ※ 上記の基準はあくまで目安であり、家族構成、年齢、家賃等により基準額は異なります。
- ※ 認定基準に該当するかどうか、電話や窓口で事前に回答することはできませんので御了承ください。

2 申請手続き

- ◆ 提出先 <u>学校</u> または <u>青梅市教育委員会学務課</u>(市役所3階)
 - ※ 教育委員会学務課の窓口受付時間は午前8時30分から午後5時までです。
 - ※ 郵送による提出の場合は、教育委員会学務課宛てに送付してください。
- ◆ 提出期限 今和6年4月30日(火)
 - ※ 期限後も受付を行いますが、支給できなくなる費目 (新入学特別扶助費など) がありますので、申請忘れのないよう十分御注意ください。
- ◆ 提出時の注意点**(提出前に必ずお読みください)**
 - ・兄弟姉妹がいる場合、申請書は世帯で1枚御記入ください。
 - ・<u>申請は毎年必要です。昨年度認定されていても援助を希望される方は必ず申請してくだ</u> さい。
 - ・入学前に特別扶助費が認定された方も再度申請が必要です。
 - ・<u>就学援助と特別支援教育就学奨励費両方に該当する場合</u>も申請書は1枚で結構です。 ただし、他校へ通級している場合の通学費の申請書は別途申請が必要です。 詳しくは、教育委員会学務課または通級先の学校にお問い合わせください。
 - ・審査の際に所得調査をします。<u>世帯の中に未申告の方がいる場合は、審査保留となりま</u>す。所得申告がお済みでない方は市役所課税課で所得の申告をしてください。

・教育委員会が指定する期日までに所得申告がない場合や必要書類の提出がない場合、申 請内容に虚偽があった場合は、不認定となることがあります。

3 必要書類

◆ 所得の証明

- ・青梅市で住民税の申告((非)課税)のある方は原則、収入を証明する書類は不要です。
- ・令和6年1月2日以降に青梅市に転入された方
 - 以下の①または②の手続きが必要です。証明等がなくても申請は先に受付けます。
 - ① 令和6年1月1日現在にお住まいだった市区町村が発行する「令和6年度(令和5年分)住民税の(非)課税証明書」を6月1日以降提出。
 - ② 個人番号(マイナンバーカード)を利用して市区町村間で所得情報を照会する旨の「同意書」を教育委員会学務課で記載(同意できない場合は①を提出)。
- ※②を御希望の方は本人確認のため、以下の書類を御提示ください。

太色を御布里の力は本代権能のため、以下の自規を御提がくたさい。									
①個人番号カードを	個人番号カード								
お持ちの方	(1点のみでマイナンバーと本人確認ができます)								
	マイナンバー確認書類		顔写真つき本人確認書類						
	(以下からいずれか1点)		(以下からいずれか1点)						
②個人番号カードを お持ちではない方 ※マイナンバー確認 書類と本人確認書類	・通知カード・マイナンバーが記載された住民票	+ [・運転免許証 ・旅券(パスポート) ・身体障害者手帳 ・精神障害者手帳 ・在留カード ・特別永住者証明書						
を合わせてお持ちください。	・マイナンバーが記載された住民票記載事項証明書		または 顔写真なし本人確認書類 (以下からいずれ 2 点) ・公的医療保険の被保険者証 ・年金手帳 ・児童扶養手当書 ・特別児童扶養手当証書						

◆ 家賃の証明

- ・家賃のわかる<u>契約書・証明書の写し</u>(契約期間中、契約者が同一生計者、物件・家賃が明記されているもの)
- ※ 住宅ローン、共益費、駐車場代は家賃として算定しません。また、家賃証明の添付が なくても申請できますが、その場合、審査は「持ち家」基準で算定します。

4 申請後の流れ

- ・4~6月に申請された方には、7月上旬に審査結果を通知します。
- ・7月以降に申請された方には、申請日から概ね2週間程度で審査結果を通知します。
- ・<u>援助費は学期ごとにまとめて支給します。詳細については3ページに記載の「5 援助の</u> 内容・金額」を御確認ください。
- ・同居の御家族の変更や転居等、申請内容に変更が生じた場合は、教育委員会学務課へ届け 出てください。修正の申請がない場合、受給資格を取り消すことがあります。

◆ 再申請について

審査結果が不認定となった場合でも、特別な事情(失業・傷病による収入額の低下や世帯構成の変更等)がある場合は、再申請を受付けます。必要書類等をそろえて教育委員会学務課へ申請してください。

- (1) 再申請受付期限 通知を受け取った日から概ね14日以内(通知に記載)
- (2) 必要書類・持ち物
 - *特別な事情がわかるもの 失業 (離職票、退職証明書等)

休職 (就労できない期間の記載された診断書)

*現在の収入額がわかるもの(給与明細等直近3か月分。収入がある方全員分)

5 援助の内容・金額

認定された場合、援助費は市から保護者口座に振り込みます。<u>教材費等の納付が免除されるものではありません。納付金については在籍校の指示に従って納付願います。</u>ただし、援助を受けられる費用の中で未納があった場合は、当該金銭を受けるべき者に支払い、保護者への支給に代える場合があります。

なお、支払通知は行いませんので、通帳を記帳し確認してください。

◆ 就学援助

	費目	支 給 額				+ %A
						支給
		小学1年	小学2~6年	中学1年	中学2、3年	予定日
学用品費	一学期	4,230 円	5,060円	8,270円	9,090 円	9月下旬
	二学期	4,230円	5,060円	8,270円	9,090円	2月下旬
	三学期	3,170円	3,780 円	6,190円	6,820円	4月下旬
	合 計	11,630円	13,900円	22,730 円	25,000円	_
特別扶助費 (4月認定者のみ)		57,060円	_	63,000円	_	9月下旬
		(入学前に受給してな	い児童)	(小学6年時受給してない生徒)		0 / 3 1 3
特別扶助費		_	^{小学6年のみ} 63,000 円	_		3月中旬
給 食 費						
移 動 教 室			実	費		実施学期
校外活動費			关	其		により、 学用品費
修	修学旅行費				と同日	
修学旅行支度金		-	_		7,700円	

- *学 用 品…中途認定、転出された方は月割りで計算した額になります。
- *特別扶助費…入学前に支給された金額から変更があった場合、差額を支給します。
- *通 学 費…特別支援学級で特定の方は、「通学届」を学校に提出してください。用紙は学校 にあります。
- *医療費…事前に教育委員会で医療券の申請が必要です。

対象となる疾病:結膜炎、白癬(水虫、たむし等)、疥癬、膿痂疹(とびひ)、 中耳炎、慢性副鼻腔炎(蓄膿症)、アデノイド、う歯(虫歯)、寄生虫病

*生活保護受給中の方…就学援助費では、修学旅行費(中学3年)のみ該当します。

- *学用品費·校外活動費·修学旅行費·修学旅行支度金·特別扶助費
 - …上記就学援助の約半額(小学6年に対する特別扶助費の支給はありません。)
- *移動教室・宿泊を伴う校外活動・医療費…非該当
- *通学費…別に定めた基準から算出した額(認定基準を超える場合も支給されます。) 通学に要した交通費の領収書・定期券等は学校に提示してください。

6 問合せ先および郵送送付先

〒198-8701 青梅市東青梅1丁目11番地の1 青梅市教育委員会学務課学務係(市役所3階) 電話番号 0428-22-1111 (内線 2363)

申請書記入例

- ◆ 黒のボールペンで記入してください(消えるボールペン、鉛筆使用不可)。
- ◆ 訂正は二重線で抹消してください(訂正印不要)。
- ◆ 修正液・修正テープは使用不可です。

□ 郵送 就学援助費·特別支援教育就学奨励費 受給申請書 令和6年度 (兼 口座振替依頼書・委任状) 青梅市長殿 青梅市教育委員会 殿 青梅市会計管理者 殿 受付印 就学援助・特別支援教育就学奨励費を受けたいので、必要書類を添えて申請します。 なお、青梅市教育委員会が認定事務のため、私の同居の家族の前年分所得について税務資料(課税台帳等)の調査を 行うことおよび生活保護受給に関する情報の取得を承認します 就学援助費および特別支援教育就学奨励費を下記の口座に振り込んでください。 また、青梅市から受ける就学援助費および特別支援教育就学奨励費の請求および受領に関する一切の権限を該当児 童生徒の就学先の校長および市長に委任します。 保護者様名義の口座 申請年月日 令和 6 年 4 月 15 原則として市内の本支店またはゆうちょ銀行 **※** 一部ネット銀行や地方銀行(支店)は使用で 申請者(保護者) きない場合があります。 青梅市 東青梅1丁目1番地の1 00 青梅支 店 信金 オウメ タロウ フリカ・ナ 口座名義 オウメ タロウ 梅 青 太郎 (1411) Æ 名 電話番号 0428-88 - 8808 口感 口盛 9 9 9 9 9 9 9 普通 携帯電話等日中の連絡先 番号 種別 090-8888-8880 該当児童・生徒(就学援助・特別支援教育 さい。) 通級指導学級は「無」となります。 処理欄 学年 組 性別 生 平 万 (青梅市立) 氏 名 確認 区分 (酸) 磁 オウメ イチロウ 第 〇 (小 1 子 1 男・女 有・無 特 1 0.0.0 青梅 一郎 中 不 オウメ ウメコ (小 第〇 5 2 子 男・囡 有・無 2 勢 0.0.0 青梅 梅子 不 オウメ タケコ 淮 第 1 2 F 子 男・囡 有・無 3 0.0.0 特 中 青梅 竹子 不 11 4 中 家賃額を記入してください。 住宅ローン・共益費・管理費・駐車場料金 令和6年1月2日以降に青梅市に 5 は含まない額 契約書・家賃証明等(契約者 転入した方 名・物件名・家賃・契約期間明 記)を添付 1月1日現在お住まいだった市区町村を すれば家賃の認定ができます。 御記入ください。 己入し 勤務先・学校名 上記申請者 (保護者) 青梅市内 P 0. 0.0 2) 賃貸 本人 43 〇〇株式会社 青梅 太郎 家賃 (月額) 共益費・駐車場は除く 青梅市内 00スーパー 青梅 松子 38 0.0.0 55,000 H 喜粒 青梅市内 ※賃貸契約書等の写しを添付してください。 〇〇高校 令和5年12月31日現在の年齢 青梅市内 なし <教育委員会処理欄> 算定額 青梅市内 青梅 うめよ □ 証明書添付なし 義母 68 なし 0.0.0 他() 羽村市 上限 □ 6人まで 837,600 円 青梅市内 □ 7人以上 1,005,600円

◆ 欄が足りない場合は、申請書をもう一枚用 意し、「同居の家族」欄のみ 続きをご記入の上、一枚目の申請書と合わせて 提出してください。

裏面も記入してください。

裏面もありますので記入をお願いし ます(記入例は省略)。